

**小平市立学校における
医療的ケアの実施に関するガイドライン
【案】**

**令和5年 月
小平市教育委員会**

目 次

1 本ガイドラインの目的

2 学校における医療的ケアの範囲

- (1) 学校における医療的ケアの内容
- (2) 学校における医療的ケアの実施者

3 対象者

4 実施の手続

- (1) 実施決定までの流れ
- (2) 実施に向けた合意形成のあり方

5 実施体制

- (1) 校内体制の構築
- (2) 医療的ケア個別実施マニュアルの作成

6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

- (1) 教育委員会
- (2) 学校
- (3) 保護者
- (4) 主治医
- (5) 看護師

7 安全管理

- (1) 緊急時マニュアルの作成
- (2) ヒヤリハット事例の共有
- (3) 事故への対応・検証

8 経過措置

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、小平市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものです。

2 学校における医療的ケアの範囲

（１）学校における医療的ケアの内容

- ・学校における医療的ケアは、保護者（このガイドラインでは、当該児童の保護者。以下同じ。）からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続を経て実施することとします。

- ・学校で実施する医療的ケアの範囲は、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われ、かつ安全で安定的に実施できる内容とし、保護者、主治医、在籍（する予定の）学校、就学前施設、小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等の協議により個別に決定し、原則として次の内容を基本とします。

- ① 経管栄養（経鼻経管栄養・胃ろう・腸ろう）

- ② 導尿

- ③ 吸引（口腔内・鼻腔内・気管切開部）

- ④ インスリン注射

- ・学校における医療的ケアの日数及び時間は、医療的ケア児が必要とする医療的ケアの内容により異なり、また、保護者の就労の状況により配慮を要することから、障がいの状態や医学的見地からの意見、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容、保護者の希望等を踏まえ、学校、教育委員会、保護者、主治医をはじめとする関係者の協議により合意形成に努めます。

- ・遠足や社会科見学等校外学習における医療的ケアの実施は、校内での実施に比べリスクが大きく、医療的ケア以外に緊急時対応の必要が生じることも想定されるため、その活動ごとに慎重に検討・判断し、医療的ケア児の活動への参加の可否について、及びケアの内容を決定します。なお、医療的ケアの実施者の確保が難しい等の事情により参加できないことがあります。

- ・医療的ケア児の状況によっては、実施が可能な項目であっても個別性が高く、一律に実施できない場合があります。

（２）学校における医療的ケアの実施者

- ・医療的ケア児が在籍する学校に対し、教育委員会は医療的ケア看護師（以下、「看護師」という。）を配置し、医療的ケアを実施しますが、止むを得ない事情により、医療的ケアを

実施する看護師が勤務できない場合には、保護者に付き添いをお願いすることがあります。また、入学時や転学時のほか、夏休み等の長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者には付添いの協力をお願いします。

- ・教職員は医療的ケアを行うことはできません。

3 対象者

- ・一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分理解していること、また病状が安定し、家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていることが必要です。
- ・学校で実施する医療的ケアの対象者は、障がいの状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、学校での受け入れが可能と教育委員会が判断し、学校における医療的ケアの実施内容及び医療的ケアの状況を踏まえた学習活動の計画について保護者が合意した医療的ケア児とします。
- ・小平市立小学校に就学する医療的ケア児については、幼稚園・保育園・小学校連絡会における連携やこげら就学支援シートの活用により、把握することに努めます。

4 実施の手続

(1) 実施決定までの流れ

- ・学校における医療的ケアの実施を依頼しようとする保護者は、原則として、就学相談を経て、就学支援委員会での審議結果による必要な支援等に関する教育委員会の提案を受けることが必要です。なお、学校での医療的ケアの継続実施については、児童・生徒の健康状態等を勘案し、毎年度同様の手続を行う必要があります。
- ・保護者から、「医療的ケア実施依頼書」及び「医療的ケア実施同意書」を教育委員会に提出してもらい、申込みを受け付けします。様式、手続等については別に定めます。

(2) 実施に向けた合意形成のあり方

- ・保護者から学校における医療的ケア実施の希望が示された際には、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容等も十分に説明したうえで、学校で実施する医療的ケアの範囲や、学校と保護者、主治医をはじめとするさまざまな関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、教育委員会が説明し、理解が得られるようにします。
- ・主治医や保護者等と学校との間で考え方が異なる場合、学校、保護者、主治医、教育委員会等による協議の場を設け、合意形成に努めることとします。

就学相談等フロー

1	保護者から教育委員会へ電話申し込み
2	保護者と就学相談員の面談、医療的ケア実施依頼書、同意書の提出
3	幼児・児童・生徒に対する発達検査及び医師との相談※1、情報提供兼指示依頼書の提出
4	保護者等が就学する予定の学校の見学（就学相談員が同行）
5	学校・就学前施設での幼児・児童・生徒の状況について、就学相談員等が観察
6	専門家等による支援等の検討 ・学校における拡大校内委員会※2 ・教育委員会における就学支援委員会※3
7	教育委員会の提案 ・就学支援委員会の所見をもとに、就学先を保護者へ提案します。 ・提案を踏まえた保護者の意向を確認し、就学先を決定します。 ・就学先についての通知を教育委員会が発送します。

※1．発達検査及び医師との相談：かかりつけ医がある場合は、検査結果及び所見を提出していただきます。かかりつけ医がない場合は、教育委員会が対応を進めます。

※2．拡大校内委員会：校内委員会のメンバー及び教育部職員で構成します。その他必要な関係者の出席を求めることもできます。

※3．就学支援委員会：医師、学識経験者、臨床心理士、教職員、福祉関係者、保育指導担当課長、教育委員会事務局等で構成します。

5 実施体制

（1）校内体制の構築

- ・医療的ケアを安全に進めるとともに発生した課題等に対応するため、学校は、学校医療的ケア委員会を設置し、定期的、または必要に応じて（医療的ケア児の状況に応じて、年に2～3回程度）開催します。

- ・学校医療的ケア委員会は、学校管理職、教職員、保護者、看護師で構成し、検討等の内容に合わせて必要な委員を招集して開催し、その他必要な関係者の出席を求めることもできます。

- ・学校医療的ケア委員会は、医療的ケア児の学習面及び生活面における諸課題の解決のための具体的な方法等について検討します。また、校内における医療的ケア個別実施マニュアル

ル、緊急時マニュアルや個別の教育支援計画等の内容の検討や実施状況について評価します。

- ・医療的ケアの開始、医療的ケア児の状態変化により医療的ケア内容に変更がある場合や、校外活動等への医療的ケア児の参加方法等について協議が必要な場合は、必ず学校医療的ケア委員会を開催します。

- ・学校医療的ケア委員会の開催に際しては、できるだけ前もって、協議する案件についての主治医の見解を得ておくようにします。また、必要に応じて主治医を招くことも検討します。

- ・学校における医療的ケアの開始や医療的ケア内容に変更がある場合は、学校は保護者了承のもと学校医に情報提供を行います。

(2) 医療的ケア個別実施マニュアルの作成

- ・医療的ケアの実施にあたっては、主治医からの指示書（情報提供書）に基づいた医療的ケア個別実施マニュアルを学校等の協力を得て看護師が作成し、保護者に確認します。

- ・医療的ケア個別実施マニュアルには、対象となる医療的ケア児のケアの流れと内容を記載することとし、緊急時マニュアルとともに綴って、看護師、学習補助員等が随時確認できるよう、学級担任が所定の場所に保管します。

- ・校外活動等への参加の際には、そのために取り決めた内容を医療的ケア個別実施マニュアルに盛り込みます。

6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

(1) 教育委員会

- ・学校における医療的ケア実施に係るガイドライン等の策定と改訂
- ・学校における医療的ケア実施の決定
- ・医療的ケア実施のための校内環境整備等に係る予算措置
- ・医療的ケアを実施する看護師の配置と予算措置
- ・学校における医療的ケア実施体制説明資料（リーフレット等）の作成と広報
- ・医療的ケアを実施する学校と特別支援学校の連携支援
- ・教職員の研修会・講習会の計画と実施
- ・関係機関との医療的ケア児に関する連携

(2) 学校

ア 管理職

- ・学校における医療的ケアの総括
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・医療的ケア実施のための校内環境の整備
- ・医療的ケアに関する校内組織の設置と運営

- ・医療的ケアのための外部を含めた連携体制の構築
- ・校外活動等への参加の判断
- ・緊急時の体制整備
- ・学校医への情報提供
- ・医療的ケア個別実施マニュアルの作成への協力
- ・緊急時マニュアルの作成
- ・医療的ケアの実施計画や報告に関する書式等の作成と提出

イ すべての教職員

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境の理解
- ・医療的ケア児の学級担任との情報共有
- ・医療的ケア児の日常的な状況把握と必要な場合の支援
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の協力
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力

ウ 養護教諭及び特別支援教育コーディネーター

(上記「イ すべての教職員」の役割分担に加え)

- ・学校保健（保健教育、保健管理等）の中での医療的ケアの位置づけ
- ・医療的ケア児の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医等との連絡・報告
- ・看護師と教員との連携支援
- ・学校医療的ケア委員会の招集及び運営

エ 学級担任

(上記「イ すべての教職員」の役割分担に加え)

- ・医療的ケア児の日常の健康状態の把握と養護教諭・看護師との共有
- ・医療的ケア実施に係る日次スケジュールの把握と養護教諭・看護師との共有

オ 学習補助員

(上記「イ すべての教職員」の役割分担に加え)

- ・医療的ケア児の介助

(3) 保護者

- ・学校における医療的ケアの内容及び実施体制の理解
- ・学校との連携・協力
- ・緊急時の連絡手段の確保
- ・定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）

- ・医療的ケア児の健康状態の報告
- ・医療的ケアに必要な医療器具等の準備と管理
- ・緊急時の対応（保護者が来校できない場合の代理人の指定を含む）
- ・学校と主治医との連携体制の構築への協力
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力

（４）主治医

- ・医療的ケア児本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・緊急時に係る指導・助言
- ・個別の手技に関する看護師への指導・助言
- ・学校への情報提供（看護師や教職員との連携・面談・巡回指導など）
- ・医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への指導・助言・承認
- ・保護者への説明

（５）看護師

- ・医療的ケア児のアセスメント
- ・医療的ケア個別実施マニュアルの作成
- ・緊急時マニュアルの作成への助言
- ・医療的ケア実施に係る日次スケジュールの管理
- ・医療的ケア児の健康管理
- ・医療的ケアの実施
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・教職員・保護者との情報共有
- ・ヒヤリ・ハット等事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の対応

7 安全管理

（１）緊急時マニュアルの作成

・学校は、保護者・主治医の協力を得て、医療的ケア児の急変、医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等個別の事案について緊急時マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。

・学校での避難訓練の際には、緊急時マニュアルに沿った訓練を行います。

（２）ヒヤリ・ハット事例の共有

・学校は、医療的ケア児に関するヒヤリ・ハット事例を教育委員会に報告するとともに、校内で定期的に共有することとします。

（３）事故への対応・検証

- ・学校は、医療的ケアに関わる事故等が発生した場合は、速やかに対応を図るとともに教育委員会に報告します。
- ・学校は、経過記録を作成して関係者間での情報共有と検証を行い、再発防止に取り組みます。

8 経過措置

このガイドラインの施行の際、医療的ケア児が、既に小平市立学校に就学している場合には、このガイドラインの相当規定により手続を行った結果、医療的ケアの実施について適となったものとみなします。